

2020年10月23日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

団体交渉の申入れ

この間、団体交渉は、2017年12月25日及び2019年10月23日以降の交渉事項について継続交渉として行い、また、労働委員会案件について、宮城県労働委員会における不当労働行為認定の後、本年10月7日に中央労働委員会において和解成立にいたりました。この和解書において、質問要求項目の件については昨年7月10日の交渉で回答がなされた取扱いを再確認し、また、「今後の法人における准職員、時間雇用職員及び限定正職員の雇用と待遇に関わる組合から出される要求（財務資料の提供を含む）については、誠意をもって交渉する」ことが明記されました。当組合は、これまでの継続交渉としての意味は当然ありますが、新たな気持ちで交渉事項を記載し、本交渉の申入れをいたします。本交渉について総長の出席を強く要求し、また、本学の人事方針（運用を含む）の変更について交渉の場で判断できる人が必ず出席するよう強く要求いたします。宜しくお願いいたします。

記

1. 交渉事項

1. 有期雇用職員の無期化等について

- (1) 更新上限5年の見直しについて
- (2) 目的限定職員の解雇の問題について
- (3) 石寄・山中総合法律事務所との委託契約等について

2. 中労委和解書に基づく有期雇用職員に関する資料提供について

- (1) 職種別・雇用財源別・部局別・年齢別・勤続年数別の人数
- (2) 上記に係る、職種別・雇用財源別・部局別の経費

3. 大学と組合の確認書（2016年（平成28年）2月18日付け）について

4. 病院職員の待遇改善について

- (1) 「危険手当（救命救急診療手当）」の運用について

5. 非正規雇用職員等の待遇改善について

- (1) ボーナス支給や「同一労働・同一賃金」について
- (2) 本学の最低賃金保障（地域別最低賃金を超える額での設定）について
- (3) 派遣やクロスアポイントで本学に勤務する組合員の待遇に関する交渉応諾について

6. 教職員の待遇改善について

- (1) 助教の給与表の見直しについて
- (2) 人勸を受けた対応方針について

2. 日時 下記の日程を提案いたします。2時間の確保を求めます。

- ・ 11月17日（火）午後5時30分以降
- ・ 11月16日（月）午前10時以降
- ・ 11月17日（火）午前10時以降
- ・ 11月18日（水）午前10時以降
- ・ 11月16日（月）午後5時30分以降

以上